News Release



平成22年5月18日経済産業。省原子力安全・保安院中部近畿産業保安監督部

電気事業法における保安管理業務の外部委託に係る 承認の取り消しについて

原子力安全・保安院中部近畿産業保安監督部は、電気事業法上の自家用電気工作物に係る保安管理業務の外部委託において、資格要件(※1)のない者(以下「無資格者」という。)に同業務を行わせる等、受託者に不適切な行為があったことから、自家用電気工作物(22件)について、電気事業法施行規則第53条第5項の規定に基づき、保安管理業務の外部委託承認を取り消し、その旨を通知しましたのでお知らせいたします。

1. 本件の経緯

原子力安全・保安院中部近畿産業保安監督部は、昨年7月及び8月に実施 した電気事業法に基づく自家用電気工作物の立入検査において、保安管理業 務を保安業務従事者が作業を実施していないことが判明したため、当該受託 者を雇用している(株)極東エレテック(電気保安法人、愛知県名古屋市天 白区)に対し、事実関係の報告を求めました。

その結果、当部は、(株)極東エレテックが、法人として自家用電気工作物設置者と締結した保安管理業務の委託契約に関し、当該業務を無資格者に行わせていたことなど不適切な事項を確認しました。(該当事業場100事業場、詳細経緯は別紙)

2. 対応

当部は、上記の事実が電気事業法施行規則(以下「規則」という。)第53条第2項第2号及び5号に規定する保安管理業務外部委託承認の要件に適合しないとともに同条第3項に違反するため、行政手続法第13条に基づく聴聞(5月10日~17日)を経て、規則第53条第5項の規定に基づき、5月18日に(株)極東エレテックとの委託契約に基づく保安管理業務外部委託承認(22件)を取り消しました。

なお、78件については、すでに他の電気保安法人又は電気管理技術者と

の保安管理業務外部委託承認がなされております。

また、上記の承認取消しの日から2年間は、(株)極東エレテックとの委託 契約を基にした新たな外部委託承認申請については、規則第52条の2第2 号ホの要件を満たさないことから、承認しないことをお知らせいたします。

- (株)極東エレテックに対しては、厳重注意するともに当該事案の発生原因を究明し、その再発防止対策を提出するように求めておりますので、併せてお知らせします。
 - (※1) 電気主任技術者免状の交付を受けている者であって、かつ、所定の 実務に従事した期間がある者。

(本発表資料のお問い合わせ先)

中部近畿産業保安監督部電力安全課長 中島賢吉

担当者: 広瀬、木村

電 話:052-951-2817 (直通)

行政処分の責めを負う法人の概要

<法人>

①名称:(株)極東エレテック

②所在地:愛知県名古屋市天白区島田3-608-1

③代表取締役:三宅 正貢

④事業内容:電気保安管理業務受託サービス等

<経緯>

① 平成21年7月8日

(株)極東エレテックが保安管理業務を行っている事業所に立入検査を 行ったところ、保安業務従事者以外の者が保安管理業務を行った事例を確 認した。

同社に対して、同様な事例の有無について報告するよう求めたところ、 当該事業所以外に、保安業務従事者以外の者が保安管理業務を行った事例 はないとの報告書が提出された。

② 平成21年8月3日

(株)極東エレテックが保安管理業務を行っている事業所に立入検査を 行ったところ、保安業務従事者以外の者が保安管理業務を行った5事業所 の事例を確認した。

同社に対して、経緯・原因及び同様事例の有無について報告するよう求めたところ、84事業所において、保安業務従事者以外の者が保安管理業務を行ったとの報告書が提出(8月31日)された。

8月31日付けで提出のあった報告書について、内容に不明な点が見られる事から、9月18日及び11月26日に書面にて不明部分の説明・報告をするよう指示し、10月6日、12月16日及び平成22年1月29日に報告書の提出があった。

なお、10月6日の報告においては、保安業務従事者以外の者が保安管 理業務を行った件数を92事業所に訂正する報告書が提出された。

③ 平成22年2月26日

(株)極東エレテックが保安管理業務を行っている2事業所に立入検査を行ったところ、月次点検を実施した保安業務従事者が不明である事例を確認した。